

保土ヶ谷区の「住み良いまちづくり活動」に関する協働契約書

保土ヶ谷区民会議（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）とは、保土ヶ谷区の住み良いまちづくりを目指して、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月条例第 34 号）（以下「条例」という。）第 8 条に規定する市民協働事業の基本原則に則り、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり協働契約を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この契約は、甲と乙双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくために必要な事項を定めるものとする。

2 甲及び乙は、市民公益活動の自主性を尊重するとともに、互いに依存や癒着等の関係に陥ることなく、双方が自立した存在として協働を進める。

（目的の共有）

第 2 条 甲及び乙は、保土ヶ谷区の住み良いまちづくりを目指し活動する目的を共有する。

（活動の概要）

第 3 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、協働して次の活動を実施する。

なお、計画の変更が生じる場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

（1） 広聴

区民や地域が抱えている問題を解決するために、地域住民が相互に話し合う「地域のつどい」を開催し、地域の意見を収集する。

（2） 提言

区民会議で話し合われた内容や地域で話し合われた意見をまとめ、行政や関係機関に提言・要望を行う。

（3） 地域活動の支援

地域イベントに積極的に参加し、地域の活動を支援する。

（4） 行政とのパートナーシップ

区主催のイベントや実行委員会等に積極的に参加し、課題解決に向けた行政の活動に協働で取り組む。

（5） 発信

区民会議ニュースやホームページ、地元メディアなどを活用して区民へ情報提供をする。また、年に 1 度開催する「区民のつどい」を通じて、区民会議の活動内容を発信する。

（役割及び責任分担等）

第 4 条 甲及び乙は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で活動を行うものとする。

活動内容	甲の役割	乙の役割
広聴	1 企画及び実施 2 運営 3 記録及び報告書の作成	1 企画及び実施協力 2 運営協力 3 記録及び報告書の作成協力
提言	1 企画及び実施 2 運営 3 記録及び報告書の作成	1 企画及び実施協力 2 運営協力 3 記録及び報告書の作成協力
地域活動の支援	1 企画及び実施 2 運営 3 記録及び報告書の作成	1 企画及び実施協力 2 運営協力 3 記録及び報告書の作成協力
行政との パートナーシップ	1 企画及び実施 2 運営 3 記録及び報告書の作成	1 企画及び実施協力 2 運営協力 3 記録及び報告書の作成協力
発信	1 企画及び実施 2 運営 3 記録及び報告書の作成	1 企画及び実施協力 2 運営協力 3 記録及び報告書の作成協力

- 2 甲又は乙は、その責めに帰する理由により、当該活動に関し、契約の相手方又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前項に定めるもののほか、活動実施途中に役割が生じた場合は、甲と乙が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努める。

(活動の進め方)

- 第5条 甲及び乙は、協働で活動に取り組むにあたり、年度ごとに活動目標及び活動実施計画の策定を行う。
- 2 甲及び乙は、前項で定める活動目標及び活動実施計画に基づき、第4条で定める役割分担にしたがって誠実に活動の適正な執行に努め、定期的に活動進捗状況の確認を実施し、必要に応じて活動実施計画の改善を図る。
 - 3 甲及び乙は、当該年度の活動の終了後に、条例第15条の規定に基づき活動評価を実施する。
 - 4 甲及び乙は、前3項の実施にあたって組織同士で協議する場を設け、協議の過程において行う意思表示及び意思決定について、説明責任を負うものとする。

(経費分担)

- 第6条 活動に必要な経費については、第4条で定める役割分担に基づき、原則として、予算の範囲内で乙が負担する。ただし、予算を超える場合は、そのつど協議を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、関連する法令に基づき、経費を適正に執行する。

(成果及び権利の帰属・譲渡等)

- 第7条 活動の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び権利については、甲及び乙の両者に帰属するものとする。ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果及び権利は除くものとする。

2 甲及び乙は、この契約によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第8条 甲及び乙は、本契約に係る締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。但し、甲又は乙が、司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。

2 甲は、活動実施の際の秘密の保持及び個人情報の取り扱いについては、条例第13条及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(公開の原則)

第9条 条例第4条第2項、第8条第3号及び第15条第2項の規定に基づき、活動に関する情報及び評価は公開を原則とし、甲及び乙はそれぞれに説明責任を果たすものとする。

(契約の有効期間)

第10条 この契約の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、本契約の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙が、相手方に対し、書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本契約は更新され、その後も同様とする。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、甲又は乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができるものとする。

(疑義事項の取扱い)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年12月19日

甲 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
保土ヶ谷区民会議
代表委員 小林 由美子



乙 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

